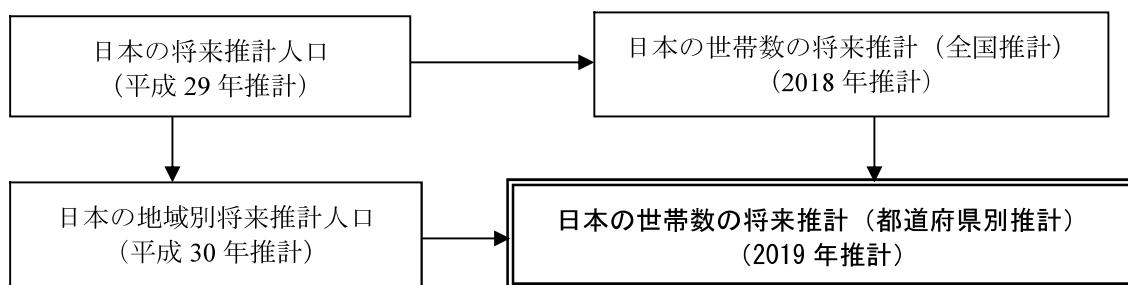


はじめに

国立社会保障・人口問題研究所では、国勢調査の結果を基準として、人口と世帯数のそれぞれについて、全国と地域別の将来推計を行っている（図 I-1）。都道府県別世帯数の将来推計は、これまで1966（昭和41）年、1971（昭和46）年、1995（平成7）年、2000（平成12）年、2005（平成17）年、2009（平成21）年、2014（平成26）年の7回にわたって公表しており、今回は2014（平成26）年に公表した『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2014年4月推計）』¹（以下、「前回推計」）に続く8回目の公表となる。特に1995年以降は家族類型別に推計を行っており、家族類型別世帯数の都道府県別将来推計としては今回で6回目となる。なお、本推計による都道府県別の世帯数の合計は、2018（平成30）年1月に発表された『日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2018年推計）』²（以下、「全国推計」）に合致する。また、本推計で必要となる将来の都道府県別人口には『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』³（以下、「地域別将来推計人口」）の結果を用いた。

図 I-1 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計システム
(平成27年国勢調査を基準とするもの)



I 推計の枠組み

1. 推計期間

推計期間は2015（平成27）年～2040（平成52）年の25年間である。推計は5年ごとに行つた。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所,『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）－2010(平成22)年～2035(平成47)年－（2014(平成26)年4月推計）』, 研究資料第332号, 2014年10月

² 国立社会保障・人口問題研究所,『日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2015(平成27)年～2040(平成52)年－（2018(平成30)年推計）』, 研究資料第339号, 2018年2月

³ 国立社会保障・人口問題研究所,『日本の地域別将来推計人口－平成27(2015)～57(2045)年－平成30年推計』, 研究資料第340号, 2018年12月

2. 推計方法

推計には世帯主率法を用いた。世帯主率法は、世帯数が世帯主数に等しいことを利用して、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって世帯主数、すなわち世帯数を求める手法である。

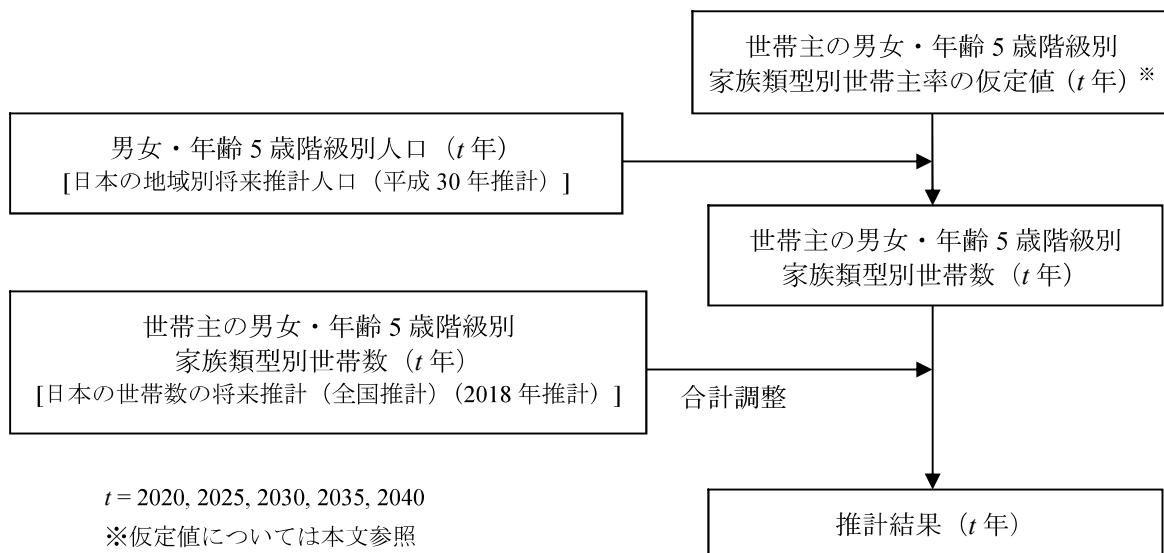
$$\text{世帯数} = \text{世帯主数} = \text{人口} \times \text{人口に占める世帯主数の割合}$$

つまり、将来の人口と将来の世帯主率を掛け合わせれば、将来の世帯数が得られることになる。将来の世帯数を得るために必要な将来の人口と世帯主率のうち、人口はすでに公表されている「地域別将来推計人口」を利用することとし、本推計では将来の世帯主率について仮定値を設定する。将来の世帯主率の仮定値設定においては、「前回推計」と同様に、全国の世帯主率と各都道府県の世帯主率との相対的な関係に着目し、将来の全国の世帯主率をもとに都道府県ごとの将来の世帯主率を設定した。具体的な方法については後述する。

本推計では、世帯主率を世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別に区分してあつかう。本推計で用いる家族類型は、全国推計と同様に、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子から成る世帯」、「ひとり親と子から成る世帯」、「その他的一般世帯」の5類型である。

なお、世帯主率法によって都道府県別の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別にみた都道府県別世帯数の合計が、「全国推計」の結果に一致するよう補正を行ったものを最終的な推計結果とした。本推計の枠組みは図 I-2 のフローチャートの通りである。

図 I-2 都道府県別世帯数の将来推計のフローチャート



3. 基準世帯数・人口等

推計の対象は国勢調査（総務省統計局）における一般世帯⁴とし、都道府県別、世帯主の男女・年齢5歳階級別に国勢調査の一般世帯の家族類型を集約して本推計の5区分の世帯数を得た（表 I-1）。推計の起点となる基準世帯数と基準人口はそれぞれ、国勢調査による2015年10月1日現在の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数、男女・年齢5歳階級別総人口である。

また、将来の都道府県別人口として「地域別将来推計人口」による男女・年齢5歳階級別・都道府県別総人口、将来の全国の世帯数として「全国推計」による世帯主の男女・年齢5歳階級別一般世帯数を用いた。

なお、2010年の国勢調査から、一般世帯総数に家族類型不詳または世帯主の年齢不詳（一部は両方不詳）の世帯数が含まれるようになった。2015年のこれらの不詳については、「全国推計」における基準世帯数と合致するよう反復計算を用いて按分した。

表 I-1 本推計と国勢調査における世帯の家族類型

本推計の世帯の家族類型	国勢調査の世帯の家族類型	世帯数 ^(注)
単独世帯	単独世帯	53,332
核 家 族 世 帶	夫婦のみの世帯	18,418
	夫婦と子から成る世帯	10,718
	男親と子供から成る世帯	14,288
	女親と子供から成る世帯	703
	夫婦と両親から成る世帯	4,045
一般 世 帯	夫婦とひとり親から成る世帯	191
	夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	676
	夫婦、子供と両親から成る世帯	710
	夫婦、子供とひとり親から成る世帯	1,214
	夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	113
	夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	410
	夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	86
	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	273
	兄弟姉妹のみから成る世帯	323
	他に分類されない世帯	565
	非親族を含む世帯	464
施 設 等 の 世 帯		117
	寮・寄宿舎の学生・生徒	6
	病院・療養所の入院者	11
	社会施設の入所者	61
	自衛隊営舎内居住者	3
	矯正施設の入所者	1
	その他	36

注：世帯数は2015年国勢調査の値（単位は千世帯）。一般世帯総数に家族類型不詳の一般世帯数（135,238世帯）を含む。

⁴ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しており、2015年の世帯数はそれぞれ53,331,797世帯（99.8%）と116,888（0.2%）世帯で、世帯のほとんどは一般世帯である。国勢調査における「一般世帯」とは次のものをいう。

①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める）

②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

4. 推計結果の表章

推計は世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別を行い、都道府県別に世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別一般世帯数及び割合を求めた。ここでは都道府県別・家族類型別一般世帯数及び割合について報告する。

5. 仮定値（将来の世帯主率）の設定

前述の通り、世帯主率法を用いて将来の世帯数を求めるためには、将来の世帯主率が必要である。将来の世帯主率は、全国については、すでに公表されている「全国推計」の結果から将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を求めることができる。そこで、ここでは、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率について、全国値に対する各都道府県値との相対的な関係の将来の動向を設定し、それと将来の世帯主率の全国値から各都道府県の将来の世帯主率を求める方法をとった。具体的には以下の通りである。

ある都道府県*i*について、年次*t*の性別*s*、年齢*j*の人口を $P^s_i(t,j)$ 、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯主率を $r^s_i(t,j,k)$ とすると、世帯主の性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の世帯数 $H^s_i(t,j,k)$ は

$$H^s_i(t,j,k) = P^s_i(t,j) \cdot r^s_i(t,j,k) \quad \cdots(1)$$

で求められる。将来の都道府県*i*の年次*t*、性別*s*、年齢*j*の人口 $P^s_i(t,j)$ は公表されている「地域別将来推計人口」の結果を利用できるので、将来の世帯数 $H^s_i(t,j,k)$ を求めるためには、将来の年次*t*の世帯主率 $r^s_i(t,j,k)$ を与えればよい。

本推計では、すでに公表された「全国推計」による将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の推移に連動させて、将来の都道府県別世帯主率の仮定値を設定する。このため、まず都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率の全国値に対する相対的格差を設定し、その上で全国の世帯主率を基準として都道府県別の将来の男女・年齢5歳階級・家族類型別世帯主率を得る。

全国の年次*t* (*t*=2020,2025,...,2040年)、性別*s* (*s*=男,女)、年齢*j* (*j*=20歳未満,20~24歳,...,80~84歳,85歳以上)、家族類型*k* (*k*=単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と子から成る世帯、ひとり親と子から成る世帯、その他の一般世帯) の世帯主率を $r^s_i(t,j,k)$ 、都道府県*i*の世帯主率を $r^s_i(t,j,k)$ とし、全国の世帯主率に対する相対的格差 $D^s_i(t,j,k)$ を次のように定義する。

$$\begin{aligned} D^s_i(t,j,k) &= \{ r^s_i(t,j,k) - r^s_0(t,j,k) \} / r^s_0(t,j,k) \\ &= r^s_i(t,j,k) / r^s_0(t,j,k) - 1 \end{aligned} \quad \cdots(2)$$

(2)より、都道府県*i*の世帯主率は全国の世帯主率と相対的格差を用いて次のように表すことができる。

$$r_i^s(t,j,k) = r_0^s(t,j,k) \{ D_i^s(t,j,k) + 1 \} \quad \cdots(3)$$

したがって、将来の全国の世帯主率 $r_{\theta}^s(t,j,k)$ ($t=2020,\dots,2040$) は「全国推計」の結果から得られるので、将来の年次 t における相対的格差 $D_i^s(t,j,k)$ を与えると都道府県別に世帯主率 $r_i^s(t,j,k)$ を求めることができる。

相対的格差の将来の動向を設定するにあたり、2000年、2005年、2010年、2015年の4時点について⁵、男女・家族類型別に世帯主率の相対的格差の動向を検討した（都道府県別世帯主率の相対的格差の平均および分散を参考表2として掲載）。それぞれの年次で都道府県別に算出される男女・家族類型別世帯主率の相対的格差を用いて、男女・家族類型別に標準偏差を算出し、それを時系列で観察した。その結果、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」を除いて、相対的格差の標準偏差には直線的な減少傾向がみられた。そこで、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」以外の家族類型については、2000～2015年の相対的格差の標準偏差に回帰直線をあてはめ、この関係を将来に延長して2040年の標準偏差を推定した。その上で、2015年の値に対する2040年について推定された値の比を参考に将来の相対的格差の水準を設定した。男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他の一般世帯」については、相対的格差の標準偏差には縮小傾向はみられなかったため、相対的格差の水準は将来にわたり2015年と同一と仮定した。本推計で設定した2040年の相対的格差の水準は表 I-2の通りである。いずれも2015年の相対的格差を1としたときの2040年の相対的格差であり、以下では性別 s 、家族類型 k の値を $C^s(k)$ と表記する。

表 I-2 男女・家族類型別 2040年の世帯主率の相対的格差の水準(2015年=1) ($C^s(k)$)

	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
男	0.6	0.5	0.4	1.0	1.0
女	0.6	0.8	0.9	0.6	0.9

注) 男女・家族類型別にみた2000～2015年の相対的格差の縮小傾向が継続した場合の2040年相対的格差の水準を示したものである。

ただし、世帯主の年齢別に家族類型別世帯主率の相対的格差を観察すると、都道府県ごとに過去の時系列変動はより多様であった。そこで、2000年、2005年、2010年、2015年の4時点の国勢調査から得られる都道府県別の男女・家族類型別世帯主率の相対的格差を年齢別に分析し、この間の動向に応じて将来の相対的格差の動向をさらに表 I-3のように3つの

⁵ 2010年の国勢調査より、家族類型の定義に若干の変更が加えられたため、それ以前と直接比較することが難しい。しかしながら、1995年から2005年については、新定義による家族類別世帯数が遡及集計されており、比較可能である。

パターンに類型化した。そのうえで、3つのパターンのそれぞれに2040年の相対的格差の水準を仮定した。

表 I-3 世帯主の年齢別にみた男女・家族類型別 世帯主率の相対的格差についての仮定

相対的格差の過去の動向	将来の動向	相対的格差の縮小係数（2040年）
①：過去15年間（5年ごと3期間）に一貫して縮小している	過去の趨勢の延長で縮小する	$C^s(k)$
②：過去15年間（5年ごと3期間）に一貫して拡大している	2015年の水準に固定する	1
③：①, ②以外	ゆるやかに縮小する	$1-(1-C^s(k))/2$

表 I-3の①のケースについては、相対的格差が表 I-2の水準に向かって直線的に縮小することとし、②のケースについては、2015年の水準に相対的格差を固定した。③のケースについては、縮小の幅を①における幅の2分の1とした。

なお、先述の通り、男性世帯主の「ひとり親と子から成る世帯」および男性世帯主の「その他的一般世帯」については、すべての年齢階級で家族類型別世帯主率の相対的格差は2015年の水準に固定した。すなわち、表 I-3との関連では②のケースに分類したことに相当する。都道府県別世帯主の男女・5歳階級別家族類型別世帯主率の相対的格差の将来の動向区分を参考表1として掲載した。

以上より、2040年における都道府県*i*の性別*s*、年齢*j*歳、家族類型*k*の世帯主率 $r^s_i(2040,j,k)$ は、(4)式で求められる。

$$r^s_i(2040,j,k) = r_0^s(2040,j,k) \times (D^s_i(2040,j,k) + 1) \quad \cdots (4)$$

$$\text{ただし、 } D^s_i(2040,j,k) = D^s_i(2015,j,k) \times \{ C^s(k) + (1 - C^s(k)) \times \alpha^s(j,k) \}$$

$$\alpha^s(j,k) = \begin{cases} 0 & (\text{表I-3-①の場合}) \\ 1 & (\text{表I-3-②の場合}) \\ 0.5 & (\text{表I-3-③の場合}) \end{cases}$$

2020年から2040年の年次*t*における都道府県*i*、性別*s*、年齢*j*、家族類型*k*の相対的格差 $D^s_i(t,j,k)$ については、2015年と2040年の間の相対格差は直線的に変化すると仮定して、(5)式で設定した。

$$D^s_i(t,j,k) = D^s_i(2015,j,k) - (D^s_i(2015,j,k) - D^s_i(2040,j,k)) \times t'/5 \quad \cdots (5)$$

ただし、 $t' = (t-2015)/5$

6. 平均世帯人員の算出

都道府県別の平均世帯人員は、「都道府県別一般世帯人員 ÷ 都道府県別一般世帯総数」によって求めることができるが、「地域別将来推計人口」による将来の人口（外国人を含む総人口）には一般世帯人員のほかに施設等の世帯人員が含まれている。そのため、平均世帯人員を算出するには、都道府県別一般世帯人員を別途求める必要がある。本推計では、2015年の国勢調査から施設等の世帯人員を除く一般世帯人員の総世帯人員（＝総人口）に占める割合を都道府県別に求め、これと全国推計による一般世帯人員の将来の総人口に対する割合とともに、将来の都道府県別一般世帯人員を求めた。

II 推計結果の概要⁶

1. 一般世帯総数と平均世帯人員

(1) 一般世帯総数

「全国推計」によれば、全国の一般世帯総数は2023年をピークに減少に向かい、2040年の一般世帯総数は2015年に比して4.8%の減少となっている。本推計によれば、都道府県別に2015年と2040年の一般世帯総数を比較すると、42道府県では2040年の世帯数が2015年を下回り、秋田県（-22.6%）など19道県では10%以上の減少となる（表Ⅱ-1、図Ⅱ-1）。対照的に、沖縄県（13.3%）など5都県では2040年の世帯数は2015年よりも多い。

国勢調査によれば、都道府県別的一般世帯総数はすでに減少の始まっている県もあるが（直近の2010～2015年では5県で減少）、本推計による今後の5年ごとの世帯数の推移をみると、世帯数が減少する都道府県は、2015～2020年には21道府県、2020～2025年には39道府県、2025～2030年には43道府県、2030～2035年と2035～2040年は沖縄県を除く46都道府県と増えしていく。

(2) 平均世帯人員

平均世帯人員は、2015年（全国2.33人）の1.99人（東京都）～2.78人（山形県）から2040年（全国2.08人）の1.88人（東京都）～2.34人（佐賀県）へ推移し、すべての都道府県で減少する（表Ⅱ-2、図Ⅱ-2）。表Ⅱ-2によれば、2015年には東京都以外の46道府県では2人以上であるが、2040年には東京都（1.88人）の他、北海道（1.93人）と高知県（1.94人）で2人を下回る。推計期間を通じて、大都市地域で世帯人員が少なく、東北から中部並びに西

⁶ 率や割合等の推移についての記述は、四捨五入の関係で、表Ⅱ-1～Ⅱ-24と若干異なる場合がある。例えば、表Ⅱ-1～Ⅱ-24では2015年と2020年の値が同じであるにもかかわらず本文中で上昇（あるいは低下）と記述しているのは、本文の作成に際して四捨五入する前の数値を用いたためである。また、増加率が-0.0%というるのは-0.05%より大きく、0.00%より小さいことを表す。